

墨田区のお知らせ

No.2045

2022年(令和4年) 9/1

毎月1日・11日・21日発行

- ◆2面以降の主な内容
- 2~4面・・・新型コロナウイルス感染症の関連情報等
- 4~6面・・・講座・教室・催し
- 7面・・・すこやかライフ
- 8面・・・つながる すみだ人

ひと、つながる。 墨田区

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

墨田区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

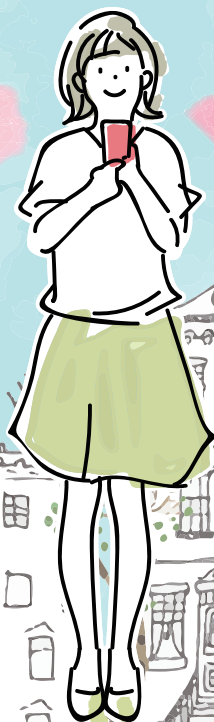
発行：墨田区(広報広聴担当) ☎5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>



歩きスマホをやめたら、

安心なまちができた。



10月1日から施行します

墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例

区では、より安全で安心なまちづくりを進めるため、歩きスマホによる事故等の防止に向けた区の責務や区民等の役割を示した「墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例」を施行します。今号では、本条例が示す内容をご紹介します。

[問合せ]安全支援課安全支援・空き家対策係 ☎5608-6199



「歩きスマホ」とは？

本条例上の「歩きスマホ」とは、スマートフォンやタブレット、またはゲーム機等の画像表示機能を持つ機器を、操作したり画面を注視したりしながら歩くことを言います。

区民等の役割

歩きスマホの自粛

公共の場所では、歩きスマホをしないようにしましょう。また、スマートフォン等の操作は、ほかの人の通行や利用の妨げにならない場所で、立ち止まって行うようにしましょう。

区の施策への協力

区が推進する歩きスマホ防止に関する施策にご協力をお願いします。



② 本条例上の「区民等」とは、区内に在住・滞在、または区内を通過する個人を言います。

区の責務等

広報・啓発等の実施

歩きスマホが原因の事故等の防止について、広報や啓発など、区民の理解と協力を得るための必要な施策を推進していきます。

区民等との協力

施策の推進に当たり、区民等や事業者、関係行政機関と協力を図り、施策の効果を最大限に発揮できるよう努めます。

財政上の措置

施策の推進に必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

事業者・関係行政機関の協力

区内の事業者には、歩きスマホによる事故等の防止対策を主体的に講じるよう、可能な限り求めています。

また、区内の事業者および区内を管轄する関係行政機関には、区が推進する施策に協力するよう求めています。



❖ ダメ!! 運転中の「ながらスマホ」 ❖

車や自転車の運転中にスマートフォン等を操作することは、道路交通法で禁止されています。重大な事故につながる場合がありますので、絶対にしないでください。



SDGsは、私たちがこの地球で暮らし続けていくために、2030年(令和12年)までに達成をめざす世界共通の17の目標です。1面に掲載する事業がめざす目標をアイコンでお知らせします。



11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナーシップで目標を達成しよう